

ブレインキッズ体操教室規約

〔名 称〕

第1条 本教室はブレインキッズ体操教室(以下単に本教室という)といい、
幼児クラス・児童クラスを設ける。

〔所 在〕

第2条 本教室は、香川県丸亀市田村町 1238 番地。
株式会社 ヒカリ(以下単に本法人という)に事務所を置く。

〔目 的〕

第3条 本教室は、幼児期から児童期に必要である多様な動きを身につけ、健全な心身の
育成、自ら考えて行動できる子どもへと育成することを目的とする。

〔入会資格〕

第4条 本教室に入会する方は、次の要件を備えていなければならない。
(1) 本教室の目的に賛同する方。
(2) 各クラスの対象年齢および条件に該当する方。
(3) 運動を行うに適した健康状態である方。

〔入会手続〕

第5条 本教室に入会を希望する方は、所定の手続きに従い申し込み、別途定める
活動開始日から参加することができる。
2 所定の金額(入会金及び登録手数料)を本教室に納めるものとする。

〔会 費〕

第6条 会費とは次のものをいう。
月会費
2 月会費は、指導の対価として消費税込みの金額とする。
3 会員は、本教室が定める会費を所定の手続きにより支払う。

〔会費の不返還〕

第7条 一旦入金した入会金、月会費、登録手数料は、入会不許可の場合を除き、理由の如何
を問わず返還しない。

〔会費の滞納〕

第8条 会員が会費の納入を怠ったときは、本教室は指導を停止し、または退会させることが
ある。

〔開催曜日および時間〕

第9条 本教室の開催日、時間についてはスクールカレンダーによる。
2 使用施設もしくは指導者の事故等やむをえない事情により、定められた開催日、時間、
期間等を変更または廃止することがある。

〔会員のモラル〕

第 10 条 会員は事項を厳守しなければならない。

- (1) フェアプレー精神をモットーとし、全員が運動に親しみ楽しめるよう努めること。
- (2) 本教室の目的に沿うよう努めること。
- (3) 教室が別に定める諸規則を遵守すること。
- (4) レッスン時は、本教室の指定したユニフォームを着用し、身嗜みを保つこと。

〔退会〕

第 11 条 退会を希望する会員は、退会希望月の 10 日までに届け出なくてはならない。

〔教室またはクラスの変更〕

第 12 条 会員は教室が定めたクラスの変更に応じなければならない。

〔会員の変更事項〕

第 13 条 会員は住所、連絡先における、入会申込時の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出なければならない。

〔除名〕

第 14 条 本規約に違反する等、本教室の会員としてふさわしくないと認めた者に対し、本教室は指導員の意見を聞いた上で除名することができる。

〔事故の責任〕

第 15 条 会員は、教室の活動に当たって、施設管理責任者並びに指導員の指示に従うこと。これに違背して事故が起こっても、本法人、本教室、指導員等に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

- 2 活動中およびその往復の事故やけがに対する補償は、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の範囲とする。

〔施設器具の破損〕

第 16 条 会員は活動中に、施設器具等を故意に破損させた場合には、損害賠償の責任を負う。

〔細則〕

第 17 条 本規則に定めのない事項および運営上必要な細則は本教室が別に定める。

〔規約の改定〕

第 18 条 本規則の改定は本法人が必要に応じ、これを行うことができる。

〔施行〕

第 19 条 本規約の施行は、平成 31 年 2 月 1 日からとする。